

◆子育て支援の充実を図ります

第3子以降の保育料無料化の拡大

【問い合わせ】

こども家庭課 ☎22-9655 FAX 22-9646
教育総務課 ☎47-1280 FAX 47-1281

市では、安心して子育てができる環境を整えるため、3人目以降の子どもの保育料の無料化と、私立幼稚園の就園奨励費補助金補助限度額の適用範囲を拡大します。

◆幼稚園

《現行の制度》

- 公立：年度の初日に、同一世帯で小学校3年生以下の兄・姉が2人以上いる児童の保育料を無料とする。
- 私立：補助基準日に、同一世帯で小学校3年生以下の兄・姉が2人以上いる児童の就園奨励費補助金について補助限度額を適用する。

《9月からの変更点》

- 公立：年度の初日に、**18歳未満の兄・姉**が2人以上いる児童の保育料を9月分から無料とする。
- 私立：**年度の初日**に、**18歳未満の兄・姉**が2人以上いる児童の就園奨励費補助金について**平成27年度から**補助限度額を適用する。

- ※公立・私立幼稚園とも、幼稚園を通じて関係書類を提出していただきます。
- ※「18歳未満の兄・姉」とは、対象となる児童の保護者に扶養されている人をいいます。
- ※保護者の所得制限はありません。
- ※就園奨励費補助金は、補助基準日に満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児を在園させており、一定の要件を満たす場合に対象となります。

◆保育所(保育園)

《現行の制度》

- ①同一世帯から同時に保育所(園)などに入所している場合、入所児童の3人目以降の保育料を無料とする。
- ②年度の初日に、18歳未満の兄・姉が2人以上いる児童の保育料を3割軽減する。

《9月からの変更点》

- ①変更なし
- ②年度の初日に、18歳未満の兄・姉が2人以上いる児童の保育料を**無料**とする。

- ※入所申請時の書類で判断させていただくため、特に手続きは必要ありません。ただし、扶養関係を確認するための書類を提出していただく場合があります。
- ※「18歳未満の兄・姉」とは、対象となる児童の保護者に扶養されている人をいいます。
- ※保護者の所得制限はありません。
- ※保育所(園)の入所については、入所選考によりご希望に添えない場合があります。

【問い合わせ】

- 保育所(園)について：こども家庭課
- 幼稚園について：教育総務課

◆赤井家の歴史に触れてみませんか

赤井家住宅の伝統的文書展示

【問い合わせ】 中心市街地推進課
☎22-9825 FAX 22-9628



登録有形文化財『赤井家住宅』では、赤井家に関する文献の複製品4点を常設展示しています。

これらの文献は、富士ゼロックス(株)による社会

▲藤堂高虎知行方目録

貢献事業の一環として、限りなく実物に近い形で複製され、直接手にとって伊賀の歴史に“触れて”“感じて”いただくことができる資料です。

赤井家住宅の開館時間中、展示・施設は自由に観覧できますので、ぜひお立ち寄りください。

【とき】

午前9時～午後5時

※毎週水曜日と年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

【ところ】

赤井家住宅展示資料室(上野忍町2491-1)

【問い合わせ】 中心市街地推進課

赤井家住宅 ☎51-7578

▼赤井先祖細記



◆ 中学生の通院による医療費を助成します

福祉医療費の中学生通院分の拡大

【問い合わせ】 保険年金課
☎ 22-9660 FAX 26-0151

《8月31日診療分まで》

中学生の入院のみ助成（受給資格証は交付なし）

《9月1日診療分から》

中学生の入院・通院を助成（受給資格証を交付）

これまで中学生の医療費は、入院した場合、申請によって資格を取得した人へ助成していましたが、9月1日からは、申請によって資格を取得した人へ受給資格証を交付し、入院・通院分を助成します。

対象となる人には、6月下旬に資格認定申請書を送付していますので、期限までに申請してください。

※窓口での申請は大変込み合うことが予想されますので、なるべく郵送での申請をお願いします。

※申請書は6月18日時点での住所に郵送しています。市外からの転入、市内転居などで届かない人はお問い合わせください。

※保護者（父母）などの所得制限などにより受給できない場合がありますのでご了承ください。

※ほかの福祉医療費（一人親家庭等、障がい者）の受給

者や生活保護受給中の人は申請の必要がありません。

【申請の方法】

①申請書に必要事項を記入、押印してください。

②申請書と、必要な書類をあわせて、同封の返信用封筒に入れて返送してください。

【申請に必要な書類】

①健康保険証（対象となる子どもの氏名が記載されたもの）のコピー

②保護者の平成27年度（平成26年分）課税証明書（所得、控除・課税状況、全てがわかるもの）

※ただし、保護者がともに27年1月1日時点で市内在住の場合は不要です。

【提出期限】

7月31日（金） ※必着

※提出期限までに申請した人で、受給資格のある人には、9月1日から有効の受給資格証を8月末に郵送します。

※申請が10月1日以降の場合は、申請した月の初日からの資格取得になります。

◆ よりよい福祉のまちづくりを考えましょう

地域福祉計画策定のタウンミーティング

【問い合わせ】 医療福祉政策課
☎ 26-3940 FAX 22-9673

市では、すべての人が安心して生活するための福祉の総合的な計画である「第3次伊賀市地域福祉計画」の策定をすすめています。

これは、次の2点を一体的に考える計画です。

○すべての人が主体者となったまちづくりをめざす「地域福祉」

○少子高齢化がすすむ中で、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための支援のし

くみである「地域包括ケアシステム」

今回、第3次伊賀市地域福祉計画策定に関するグループディスカッション方式のタウンミーティングを開催します。

タウンミーティングでは、伊賀市地域福祉計画推進委員会で審議されている状況や内容をお伝えしながら、「みんなで創りあげる福祉のまちづくり」を考えていきます。ぜひご参加ください。

《タウンミーティングの日程》

と き	と ころ
7月 9日（休）	午後7時～ 島ヶ原会館 ふれあいホール
7月 10日（金）	午後7時～ いがまち保健福祉センター 研修室
7月 11日（土）	午後1時30分～ ゆめぼりすセンター 2階大会議室
7月 13日（月）	午後7時～ ハイトピア伊賀 5階多目的大研修室
7月 14日（火）	午後7時～ 青山福祉センター 教養娯楽室
7月 15日（水）	午後7時～ 大山田福祉センター ふれあい広場
7月 16日（木）	午後7時～ 阿山保健福祉センター ホール

